

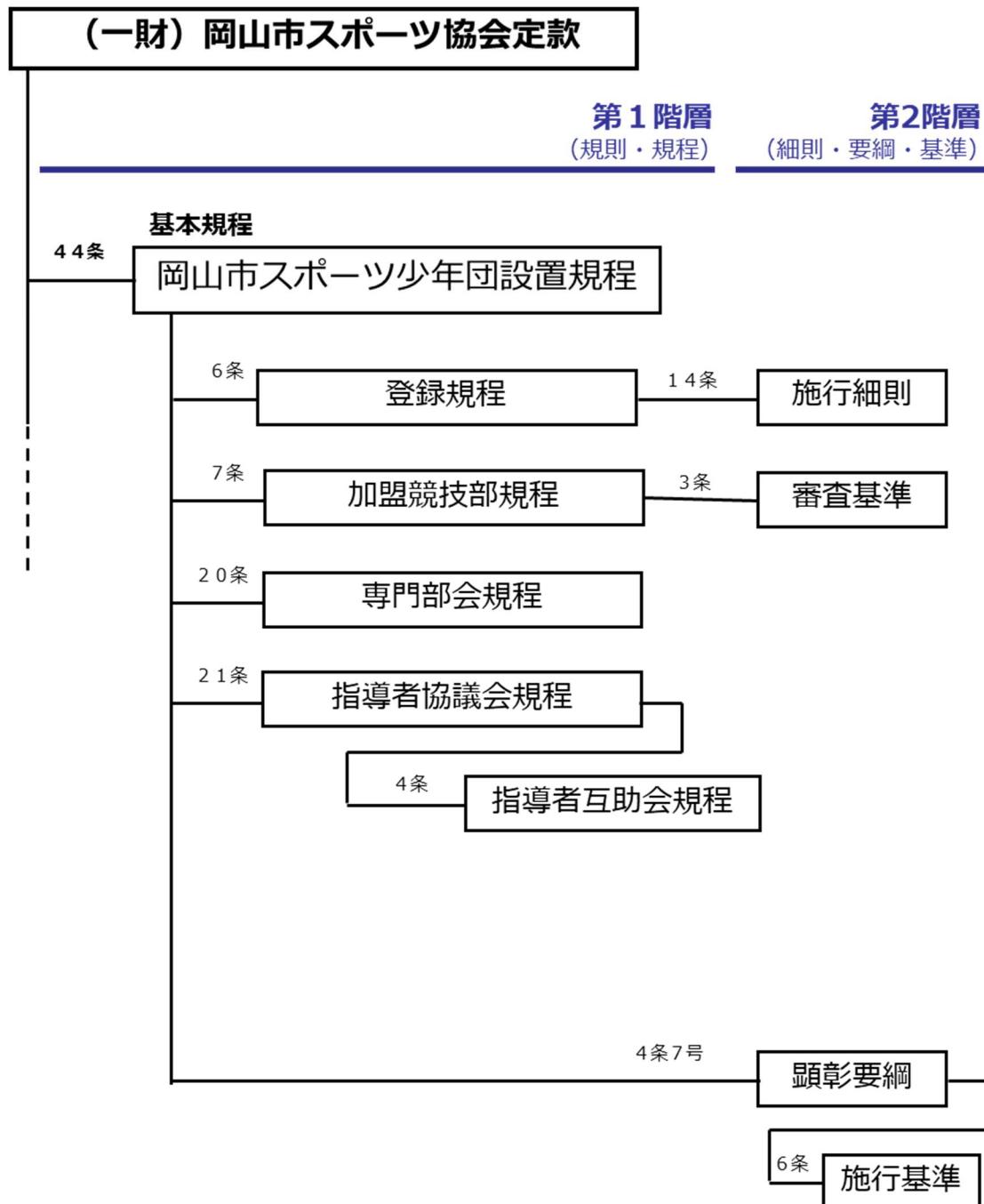
岡山市スポーツ少年団規程集

一般財団法人岡山市スポーツ協会

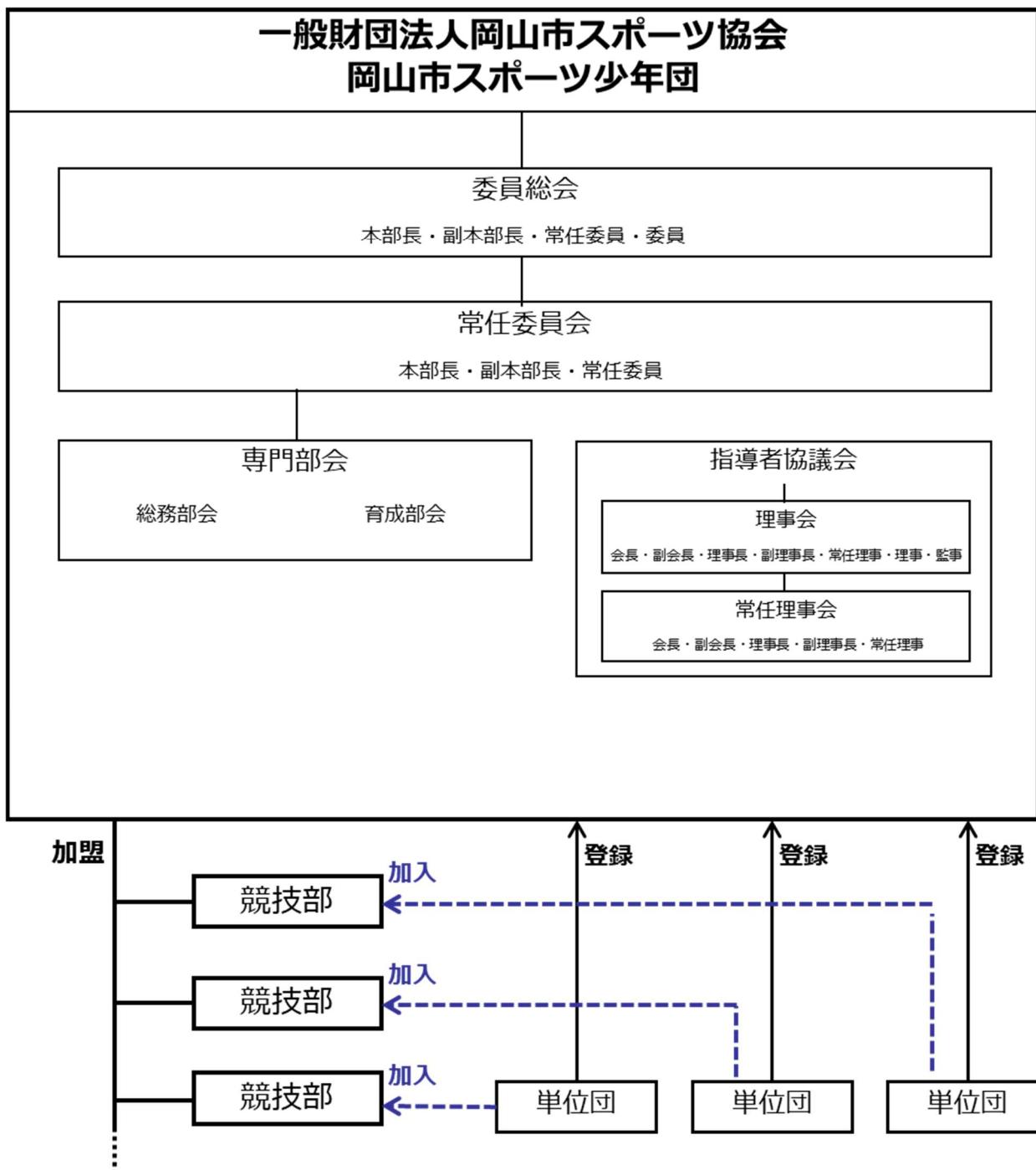
目 次

1. (一財) 岡山市スポーツ協会岡山市スポーツ少年団 諸規程体系図 P. 1
2. (一財) 岡山市スポーツ協会岡山市スポーツ少年団 組織図 P. 2
3. 岡山市スポーツ少年団設置規程 P. 3～7
4. 岡山市スポーツ少年団登録規程 P. 8～9
5. 岡山市スポーツ少年団登録規程施行細則 P. 10～12
6. 岡山市スポーツ少年団加盟競技部規程 P. 13～15
7. 岡山市スポーツ少年団加盟競技部規程審査基準 P. 16
8. 岡山市スポーツ少年団専門部会規程 P. 17～19
9. 岡山市スポーツ少年団指導者協議会規程 P. 20～23
10. 岡山市スポーツ少年団指導者互助会規程 P. 24～25
11. 岡山市スポーツ少年団顕彰要綱 P. 26～27
12. 岡山市スポーツ少年団顕彰要綱施行基準 P. 28

(一財) 岡山市スポーツ協会岡山市スポーツ少年団 諸規程体系図



(一財) 岡山市スポーツ協会 岡山市スポーツ少年団 組織図



岡山市スポーツ少年団設置規程

第1章 総則

第1条 この規程は、一般財団法人岡山市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第44条の規定に基づいて設置された岡山市スポーツ少年団に関することを定める。

第2条 岡山市スポーツ少年団（Okayama City Junior Sports Clubs Branch：略称O J S B）は、登録した岡山市内の単位スポーツ少年団によって構成し、これを代表する組織体とする。

2 前項のほか、単位スポーツ少年団を競技別に統轄する競技部を加盟団体とすることができます。

第2章 目的

第3条 岡山市スポーツ少年団は、本会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事業

第4条 岡山市スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の運動適性テストや活動プログラムを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成と活用
- (4) スポーツ少年団の交流事業
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動
- (6) スポーツ少年団活動開発に関する調査研究
- (7) スポーツ少年団の顕彰
- (8) 関係団体との連携
- (9) そのほか目的達成に必要な事業

第5条 岡山市スポーツ少年団は、前条の事業及び予算・決算並びにその変更に関しては、本会理事会の決議に基づき実施する。

第4章 加入・登録

第6条 岡山市スポーツ少年団への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、別に定める。

第5章 加盟

第7条 単位スポーツ少年団を競技別に統轄する競技部は、岡山市スポーツ少年団に加盟することができる。

2 加盟競技部に関しては、別に定める。

第6章 役員

第8条 岡山市スポーツ少年団に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 本 部 長 | 1名 |
| (2) 副本部長 | 若干名 |
| (3) 常任委員 | 10名以上15名以内 |
| (4) 委 員 | 単位スポーツ少年団から1名
競技部から5名程度 |

第9条 委員は、単位スポーツ少年団が登録指導者の中から1名選出し、競技部が役員の中から5名程度選出する。

2 前項において選出される者は、単位スポーツ少年団は代表指導者、競技部は指導者協議会役員を原則とする。

第10条 本部長は、委員総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2 本部長は、岡山市スポーツ少年団を代表し、業務を統轄する。

第11条 副本部長は、委員総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第12条 常任委員は、委員総会において選出し、本部長が委嘱する。

2 本部長は、次の者を常任委員に委嘱することができる。

(1) 本会会长が指名する理事	1名
(2) 指導者協議会会长または会長の指名する副会長	1名
(3) 指導者協議会理事長	1名以内
(4) 有資格指導者、リーダーまたは育成母集団等の関係者	3名程度
(5) 岡山市スポーツ推進委員協議会	1名以内
(6) 岡山市小学校体育連盟	1名以内
(7) 岡山市中学校体育連盟	1名以内
(8) 有識者（学識経験者等）	3名程度

第13条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2** 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
- 3** 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第7章 名誉委員

第14条 本部長は、委員総会に諮って、岡山市スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を名誉委員に推挙することができる。

第8章 会議

第15条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、岡山市スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算そのほか業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。

- 2** 委員総会は、毎事業年度2回定期に開催するものとし、本部長がこれを招集し、その議長となる。
- 3** 前項のほか常任委員会が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は4週間以内に臨時の委員総会を招集しなければならない。

第16条 委員総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することはできない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

- 2** 委員が委員総会に出席できないときは、単位スポーツ少年団の者にあっては同一の単位ス

ーツ少年団に所属する者に、競技部の者にあっては同一の競技部に所属する役員に決議権を委任することができる。この場合、委任した委員は出席したものとみなす。

第17条 委員総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第18条 委員総会の決議をする事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する委員総会構成員の過半数の書面又は電磁的記録による同意をもって委員総会の賛成決議に代えることができる。

第19条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、岡山市スポーツ少年団の業務について議決の上、これを執行する。

- 2 常任委員会は、必要に応じて開催するものとし、本部長がこれを招集して議長となる。
- 3 常任委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。
- 4 常任委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。
- 5 構成員が常任委員会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、委任した構成員は出席したものとみなす。

第9章 専門部会

第20条 岡山市スポーツ少年団に、スポーツ少年団の育成と発展に関する専門事項について調査研究を行うための専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、常任委員会の議決を経て必要な部会を設けることができる。
- 3 専門部会は、専門事項について調査研究を行い、常任委員会に意見を具申する。
- 4 専門部会について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

第10章 指導者協議会

第21条 岡山市スポーツ少年団に、指導者の資質、指導力向上を図り、岡山市スポーツ少年団の諸事業に協力するための指導者協議会を置くことができる。

- 2 指導者協議会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第11章 リーダー会

第22条 岡山市スポーツ少年団に、リーダーの資質向上、連携強化のため、常任委員会の議決を経てリーダー会を置くことができる。

- 2 リーダー会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第12章 育成母集団連絡協議会

第23条 岡山市スポーツ少年団に、育成母集団の資質向上、連携強化のため、常任委員会の議決を経て育成母集団連絡協議会を置くことができる。

- 2 育成母集団連絡協議会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第13章 会計

第24条 岡山市スポーツ少年団の予算は、各種補助金・助成金、寄附金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

第14章 事務局

第25条 岡山市スポーツ少年団の事務は、本会事務局において処理する。

第15章 本規程の変更

第26条 この規程は、常任委員会及び委員総会において3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人岡山市体育協会の設立の登記の日から施行する。

岡山市スポーツ少年団登録規程

第1章 総則

第1条 この規程は、岡山市スポーツ少年団設置規程第6条に基づき、単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

第2章 目的

第2条 登録は、岡山市スポーツ少年団設置規程第3条の目的にのっとり、岡山市スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第3章 単位スポーツ少年団・団員・指導者

第3条 単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフの登録は、日本スポーツ少年団及び岡山市スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、岡山市スポーツ少年団へ各単位スポーツ少年団で申請する。

2 前項の登録にあたっては、岡山市スポーツ少年団、岡山県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 単位スポーツ少年団、指導者、役員およびスタッフの登録の有効期間は、登録の認定を受けた日に属する年度の初日から末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 岡山市スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行った単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフに対し、日本スポーツ少年団の名において所定の認定を行う。

2 新規登録単位スポーツ少年団の認定にあたっては、常任委員会にて審議決定する。

第6条 登録の認定を受けた団員、指導者、役員およびスタッフが、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為を行った疑いがあるときは、日本スポーツ少年団が別に定める基準に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、日本スポーツ少年団が別に定める基準に基づき処分するものとする。

第4章 役職員

第7条 役職員の登録は、本部長、副本部長、常任委員及び事務担当者をもって、岡山県スポーツ少年団へ申請する。

2 前項の登録にあたり、岡山市スポーツ少年団は、岡山県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第8条 役職員の登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第9条 岡山市スポーツ少年団は、第7条の定めにより登録を行った役職員に対し、日本スポーツ少年団の名において所定の認定を行う。

第10条 登録の認定を受けた役職員が、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為を行った疑いがあるときは、日本スポーツ少年団が別に定める基準に基づき対応を行うものとする。

第5章 補則

第11条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、常任委員会の議決を経て、別に定めることができる。

第6章 本規程の変更

第12条 本規程の改定は、常任委員会の承認を経て変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人岡山市体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、令和2年3月16日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

岡山市スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、岡山市スポーツ少年団登録規程第3条、第5条、第7条及び第9条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

- 1** 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし、満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を充分に考慮し、個別に対応するものとする。
- 2** 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者とする。
- 3** 単位スポーツ少年団は、原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また20歳以上の指導者、役員、またはスタッフ2名以上の登録を必須とする。なお、指導者は少なくとも2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔2019年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格保有していたものまたはスタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者〕としなければならない。ただし、新規登録単位スポーツ少年団の指導者は、年度内に資格を取得すればよいものとする。
- 4** 単位スポーツ少年団は、岡山市スポーツ少年団に加盟する競技部に加入しなければならない。
- 5** 単位スポーツ少年団の活動は、原則として学区単位とし、活動拠点の学区を統轄する体育協会またはスポーツ少年団の代表者から、団活動を行うことに対する了承を得なければならない。
- 6** 同一学区において、同一種目の競技を行う単位スポーツ少年団が複数生じた場合は、単位スポーツ少年団の統合など、一本化をするように努めなければならない。
- 7** 指導者、役員またはスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
- 8** 代表者は、原則として、その団の活動拠点の学区の在住者とする。
- 9** 団員は、原則として、居住する学区を拠点に活動する単位スポーツ少年団に所属するものとする。ただし、団員が活動を希望する単位スポーツ少年団が居住する学区に存在しないなど、やむを得ない場合は、これを妨げないものとする。
- 10** 団員が複数の単位スポーツ少年団に所属して活動することは、原則として認めない。ただし、団員が複数の単位スポーツ少年団での活動を希望し、それが心身の健全な育成を妨げるものでなければ、団員が所属を希望するすべての単位スポーツ少年団の代表者の承認のうえ、活動を認めることができる。
- 11** 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から5月31日までの期間中に岡

山市スポーツ少年団に申請するものとする。

1 2 単位スポーツ少年団の登録に際し、日本スポーツ少年団が指定する方法による登録に加え、岡山市スポーツ少年団が指定する登録用紙を提出するものとする。

1 3 新規登録単位スポーツ少年団については、前項の条件に加え、岡山市スポーツ少年団が指定する新規登録申請用紙を提出するものとする。

1 4 団員、指導者、役員およびスタッフの追加登録にあたっては、毎年6月1日から7月31日までの期間中に岡山市スポーツ少年団に申請するものとする。

1 5 登録料については、別表1のとおりとする。ただし、指導者、役員およびスタッフに対する日本スポーツ少年団の登録料は岡山市スポーツ少年団が負担するため、岡山市スポーツ少年団へ支払う指導者、役員およびスタッフの登録料は1名につき500円とする。

第3条 スポーツ少年団単位団登録規程第5条に関しては次の通りとする。

1 新規登録単位スポーツ少年団については、日本スポーツ少年団から団認定証と認定リボンが交付されるとともに、機関誌が送付される。

2 新規登録単位スポーツ少年団については、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。

3 更新登録単位スポーツ少年団については、日本スポーツ少年団から認定リボンが交付されるとともに、機関誌が送付される。

4 団員については、日本スポーツ少年団から団員章が交付される。

5 指導者については、日本スポーツ少年団から登録証が資格更新ごとに交付され、指導者章は毎年交付される。

6 役員およびスタッフについては、日本スポーツ少年団から登録証が交付される。

第4条 前条による認定をうけた単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフは、岡山市スポーツ少年団、岡山県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加する権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用（営利目的での使用は除く）を認められる。

第5条 スポーツ少年団登録規程第7条に関して、役職員の登録料は別表1のとおりである。

第6条 スポーツ少年団登録規程第9条に関して、役職員については、日本スポーツ少年団から登録証が交付される。

第7条 この細則は、常任委員会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、一般財団法人岡山市体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この細則は、平成29年3月9日から施行する。
- 3 この細則は、令和2年3月16日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

別表1 登録料

区 分	登 錄 料	内 訳
単位団（1団）	無料	—
団 員（1人）	650 円	日本スポーツ少年団：300円 岡山県スポーツ少年団：200円 岡山市スポーツ少年団：150円
指導者、 役員およびスタッフ (1人)	1,200 円	日本スポーツ少年団：700円 岡山県スポーツ少年団：200円 岡山市スポーツ少年団：300円
役職員（1人）	900 円	日本スポーツ少年団：700円 岡山県スポーツ少年団：200円

岡山市スポーツ少年団加盟競技部規程

第1章 総則

第1条 この規程は、岡山市スポーツ少年団設置規程第7条に基づき、競技部に関することについて定める。

第2条 加盟競技部とは、別表1に定める団体をいう。

第2章 組織

第3条 加盟競技部は、岡山市内において、スポーツ少年団を各競技別に統轄するスポーツ団体として適當な組織を有しなければならない。

2 加盟競技部の資格要件に関しては、別に定める。

第3章 義務

第4条 加盟競技部は、毎事業年度開始後2か月以内に、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 所属団体名簿
- (3) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (4) 前年度の事業報告書及び収支決算書

第5条 加盟競技部は、代表を含む指導者協議会役員の候補者を選出し、届出をしなければならない。

第6条 加盟競技部は、団体の名称、規約、役員、その他岡山市スポーツ少年団に提出してある書類に変更があった場合には、速やかに文書で報告しなければならない。

第7条 加盟競技部に対し、会費は徴収しないこととする。

第4章 加盟・脱退

第8条 新たに競技部として岡山市スポーツ少年団に加盟しようとする団体は、加盟申請書に次の書類を添付して提出し、常任委員会及び委員総会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申込書（団体の名称、加盟を希望する理由を明記すること）
- (2) 規約又は会則
- (3) 役員名簿
- (4) 所属団体名簿
- (5) 前年度事業概要並びに当該年度事業計画書及び予算書

2 加盟が承認された競技部は、岡山市スポーツ少年団指導者協議会役員の候補者を選出し、報告しなければならない。

3 加盟が承認された競技部に対し、加盟金は徴収しないこととする。

第9条 加盟競技部が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、常任委員会及び委員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

2 岡山市スポーツ少年団の加盟競技部として不適当と認められたときは、常任委員会、及び委員総会の議決をもってこれを脱退させることができる。

第5章 補則

第10条 この規程に定めるほか、加盟に関して必要な事項は、委員総会及び常任委員会の議決によって別に定めることができる。

第6章 本規程の変更

第11条 この規程は、委員総会及び常任委員会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人岡山市体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 別表1に定める8団体については、本規程の施行時から岡山市スポーツ少年団に加盟しているものとする。

3 別表1に定める団体のうち最後に挙げる団体については、第3条の規定にかかわらず、他の競技部に属さないすべての単位スポーツ少年団によって構成される組織体として加盟を認めることができる。

4 前項に該当する団体については、所属する単位スポーツ少年団が第4条第3号及び第4号の書類を提出する場合、第4条に定める規定の履行を任意とすることができる。

別表1 加盟競技部

No.	名 称	No.	名 称
1	ソフトボール部	5	サッカー部
2	剣道部	6	卓球部
3	柔道部	7	軟式野球部
4	バレーボール部	8	第8部

岡山市スポーツ少年団加盟競技部規程審査基準

この基準は、岡山市スポーツ少年団加盟競技部規程第3条の規定に基づき、次の基準を定める。

1 加盟競技部の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 加入している単位スポーツ少年団が2団以上であること。
- (2) 原則として、同じ種目を行う単位スポーツ少年団で構成されていること。
- (3) 原則として、同じ種目を行うすべての単位スポーツ少年団が加入していること。
- (4) 加入している団員数が概ね100名を超えていていること。
- (5) 役員が構成されていること。
- (6) 他の競技部の種目と重複、競合しないこと。
- (7) 大会及び研修の開催等、過去に堅実な実績を持ち、今後も継続して事業を実施できることが見込まれること。
- (8) 宗教、政治及び営利を目的としないこと。

2 この細則は、常任委員会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 この基準は、一般財団法人岡山市体育協会の設立の登記の日から施行する。**

岡山市スポーツ少年団専門部会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、岡山市スポーツ少年団設置規程第20条の規定に基づいて設置された専門部会に関する必要な事項を定める。

第2章 目的

第2条 専門部会は、スポーツ少年団の育成と発展に関する専門事項について調査研究を行うことを目的とする。

第3章 事業

第3条 専門部会は、前条の目的を達成するため、次の各部会を置き事項を分掌する。

(1) 総務部会

- ① 組織整備及び財務強化に関すること
- ② 登録及び加盟に関すること
- ③ 顕彰事業に関すること
- ④ 団員の加入促進に関すること
- ⑤ 広報活動に関すること
- ⑥ 倫理的事項に関すること
- ⑦ 関係団体との連携に関すること
- ⑧ その他、スポーツ少年団の組織体制や総務に関すること

(2) 育成部会

- ① 各種交流事業に関すること
- ② 指導者の養成及び活用に関すること
- ③ リーダーの育成及び活用に関すること
- ④ 育成母集団の整備及び活用に関すること
- ⑤ 運動適性テスト・活動プログラム等の普及及び活用に関すること
- ⑥ 地域スポーツクラブへの発展に関すること

- ⑦ その他、スポーツ少年団の育成体制や活動促進に関すること

第4章 役員

第5条 各部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名
- (3) 部会員 5名程度

第6条 各部会長は、本部長が指名した常任委員がこれに当たる。

2 各部会員は、各部会長が指名する次の者をもって構成する。

- (1) 常任委員
- (2) 日本スポーツ少年団認定育成員
- (3) 日本スポーツ少年団シニア・リーダー
- (4) 指導者協議会副理事長
- (5) 有識者

3 副部会長は、各部会長が指名した部会員がこれに当たる。

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

第5章 会議

第8条 各部会は、第4条の役員をもって構成し、毎年1回以上開催する。

2 各部会は、部会長がこれを招集し、その議長となる。部会長が出席できないときは、部会長の指名する者がその職務を代行する。

3 各部会の議事は、出席した部会長、部会員の合意で決定する。

4 部会長が必要と認めたときは、参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第6章 本規程の変更

第9条 この規程は、各部会の合意を得たのち、常任委員会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1** この規程は、一般財団法人岡山市体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2** この規程の一部を改訂し、平成31年3月19日から施行する。

岡山市スポーツ少年団指導者協議会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、岡山市スポーツ少年団設置規程第21条の規定に基づいて設置された岡山市スポーツ少年団指導者協議会（以下「協議会」という。）に関する必要な事項を定める。

第2章 目的

第2条 協議会は、岡山市スポーツ少年団登録指導者、役員およびスタッフ（以下「指導者、役員およびスタッフ」という。）相互の連携と、資質、指導力の向上を図るとともに、岡山市スポーツ少年団の事業に協力し、発展に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 岡山市スポーツ少年団の各種事業への参加と協力に関すること。
- (2) 競技部間の連絡調整に関すること。
- (3) 指導者、役員およびスタッフの互助事業に関すること。
- (4) 指導者、役員およびスタッフの研修および資質の向上に関すること。
- (5) 指導者、役員およびスタッフの交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (6) 指導活動の安全対策に関すること。
- (7) 指導法と指導技術の調査研究に関すること。
- (8) そのほか目的達成に必要な事業に関すること。

第4条 前条第3号の事業については、協議会が指導者、役員およびスタッフを対象とした互助会を置く。

2 前項の互助会に関しては、別に定める。

第4章 構成

第5条 協議会は、岡山市スポーツ少年団登録指導者、役員およびスタッフのうち、競技部の役員をもって組織する。

第5章 役員

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 競技部から各1名
- (6) 理事 競技部から各4名程度
- (7) 監事 2名以内

第7条 前条の役員は、競技部の役員のうち、代表が指名する役員をもって構成する。

第8条 常任理事は、競技部の代表がこれに当たる。

2 常任理事は、理事長を補佐し、協議会の日常会務を執行する。

第9条 理事は、競技部の副代表がこれに当たる。

2 理事は、常任理事を補佐し、協議会の日常会務を執行する。

3 理事は、常任理事に事故あるとき、その職務を代理し、又はその職務を行う。

第10条 会長、副会長、理事長、副理事長及び監事は、常任理事の選考により選定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代理し、又はその職務を行う。

4 理事長は、協議会の日常会務の執行を統轄する。

5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、その職務を代理し、又はその職務を行う。

6 監事は、第4条に基づいて設置された互助会の会計を監査する。

第11条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第6章 顧問

第12条 協議会には、常任理事会の同意を得て、会長の委嘱により顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第7章 会議

第13条 協議会の会議は、理事会及び常任理事会とする。

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事及び監事をもって構成し、互助会の予算、決算、そのほか事業に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。

- 2 理事会は、毎事業年度1回定期に開催するものとし、理事長がこれを招集し、その議長となる。

- 3 前項のほか常任理事会が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は2週間以内に臨時の理事会を招集しなければならない。

第15条 理事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することはできない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

- 2 理事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、委任した者は出席したものとみなす。

第16条 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第17条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、協議会の業務について議決の上、これを執行する。

- 2 常任理事会は、必要に応じて開催するものとし、会長がこれを招集して議長となる。

- 3 常任理事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

- 4 常任理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

- 5 構成員が常任理事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、委任した構成員は出席したものとみなす。

6 構成員のうち、常任理事が委員理事会に出席できないときは、当該常任理事は、同じ競技部に所属する理事を出席させることができる。この場合、常任理事はあらかじめ代理出席者の氏名を理事長に通知しなければならない。

7 前項により許可を受けた代理出席者は、常任理事会において常任理事と同一の権限を有する。

第8章　本規程の変更

第18条 この規程は、常任理事会及び理事会において過半数の同意を得て、変更することができる。

附　則

- 1** この規程は、一般財団法人岡山市体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2** この規程は、令和2年4月15日に改定施行する。

岡山市スポーツ少年団指導者互助会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、岡山市スポーツ少年団指導者協議会規程第4条の規定に基づいて設置された岡山市スポーツ少年団指導者互助会（以下「互助会」という。）に関する必要な事項を定める。

第2章 目的

第2条 互助会は、岡山市スポーツ少年団登録指導者、役員およびスタッフの親睦を図るとともに、その互助と共に資することを目的とする。

第3章 事業

第3条 互助会は、前条の目的を達成するため、次の各号のとおり会員の慶弔に関する互助事業を行う。

(1) 会員の結婚祝金	金 10,000円
(2) 会員の入院見舞金（1週間未満の入院及び同一傷病による複数回の適用を除く。）	金 10,000円
(3) 会員の死亡弔慰金	金 20,000円 他に生花または花輪1基及び弔電
(4) 会員の実父母、同居の義父母、配偶者、子の死亡弔慰金	金 5,000円
(5) 前号の会員が指導者協議会役員である場合	金 5,000円 弔電

第4章 会員

第4条 互助会の会員は、岡山市スポーツ少年団登録指導者、役員およびスタッフとする。

- 2 入会は、会費の納入により認められる。
- 3 退会は、本人が死亡した場合を除き、原則として認められない。

第5章 役員・会議

第5条 互助会の役員は、指導者協議会の役員をもって同名の役職に充てる。

- 2** 役員の職務及び任期は、岡山市スポーツ少年団指導者協議会規程第5章の規定のとおりとする。
- 3** 会議は、指導者協議会において行う。

第6章 会計

第6条 互助会の経費は、会費その他の収入をもって支弁する。

第7条 会費は年額200円とし、登録時に1年分を一括して支払うものとする。

第8条 互助会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 会計報告は、毎会計年度終了後、指導者協議会理事会で行う。

第7章 本規程の変更

第9条 この規程は、指導者協議会常任理事会及び理事会において過半数の同意を得て、変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人岡山市体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、令和2年4月15日に改定施行する。
- 3 この規程は、令和4年4月18日に改定施行する。

岡山市スポーツ少年団顕彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、岡山市スポーツ少年団設置規程第4条第7号の規定に基づき、永年にわたって岡山市スポーツ少年団の発展に寄与し、特にその功績が顕著な指導者及び団体を顕彰するために必要な事項を定める。

(顕彰の形式)

第2条 この顕彰は、岡山市スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）名をもって行い、表彰状及び感謝状とする。ただし、いずれも記念品を付与することができる。

2 顕彰は毎年1回行うことを原則とする。ただし、本部長が認める場合はこの限りではない。

(顕彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) スポーツ少年団登録指導者で、多年にわたり単位スポーツ少年団の育成指導やその発展に貢献し、功績のあった者に対し、感謝状を贈呈する。
- (2) 前号のうち、その功績が特に顕著である者に対し、表彰状を授与する。
- (3) スポーツ少年団の発展に貢献し、その功績が特に顕著であった単位スポーツ少年団に対し、表彰状を授与する。
- (4) その他、顕著な功績があるとして、本部長が特に認めた者を顕彰する。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により所定の期日までに本部長宛に行う。推薦は、次の各号に掲げる者によるものとする。

- (1) 第3条第1号については、単位スポーツ少年団の推薦によるものとする。
- (2) 第3条第2号については、競技部の推薦によるものとする。
- (3) 第3条第3号、及び第4号については、常任委員会の推薦によるものとする。

(審査及び決定)

第5条 受賞者については、常任委員会の審査に基づき、本部長が決定する。ただし、第3条第4号については、本部長が専決することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるほか、顕彰の実施に必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

(要綱の変更)

第7条 本要綱の改正は、常任委員会の承認を得て変更することができる。

附 則

- 1** この要綱は、一般財団法人岡山市体育協会の設立の登記の日から施行する。

岡山市スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

この基準は、岡山市スポーツ少年団顕彰要綱第6条の規定に基づき、次の基準を定める。

1 第3条の顕彰の対象となるものは、次のとおりとする。

- (1) 第1号の対象者は、スポーツ少年団登録指導者で、**10年及び15年**にわたりスポーツ少年団の育成指導やその発展に貢献し、功績のあった者とする。
- (2) 第2号の対象者は、スポーツ少年団登録指導者で、**30年以上**にわたりスポーツ少年団の育成指導やその発展に特に寄与した者とする。
- (3) 第3号の単位スポーツ少年団とは、岡山市スポーツ少年団本部長が特に認めた団体で、岡山市スポーツ少年団の発展に貢献した団体をいう。

2 基準日については、顕彰を行う日の属する事業年度開始日の前日とする。

附 則 1 この基準は、一般財団法人岡山市体育協会の設立の登記の日から施行する。

1 この基準は、一般財団法人岡山市体育協会の設立の登記の日から施行する。

1 この基準は、一般財団法人岡山市体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 この基準は、令和7年3月7日に改定し、令和7年4月1日から施行する。